

静岡県監査委員告示第2号

静岡県職員措置請求（平成28年度政務活動費の交付に関する住民監査請求）の監査結果（平成29年11月17日静岡県監査委員告示第21号）に付された意見に基づいて改善措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年2月20日

静岡県監査委員 青木 清高  
静岡県監査委員 城塚 浩  
静岡県監査委員 吉川 雄二  
静岡県監査委員 佐野 愛子

意見を付した監査対象機関	監査結果通知年月日
静岡県議会事務局総務課	平成29年11月9日
<p><b>【意見の内容】</b></p> <p>政務活動費については、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性、自立性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、その使途の適正さや透明性を確保するため、会派、所属の議員及び県議会事務局において厳正に執行することが求められる。</p> <p>今回の住民監査請求において、政務活動に要した経費とその他の活動に要した経費の按分方法が争点になった。しかし、一番の問題は按分の前提であるところの政務活動費を充当して雇用した職員がどのように業務に従事し、また、政務活動費を充当して購入した物品がどのように活用されているかの実態である。政務活動は時や場所を選ばず行われ、また政務活動以外の活動と渾然一体となることが通常なので、結局のところ、政務活動において雇用され或いは活用されたものなのか、それ以外の活動において雇用され或いは活用されたものかの判断は、当該議員しか分からないことから、県民に疑念を抱かれることのないように透明性の確保は重要なことと思われる。</p> <p>今後、監査対象機関においては、一般的・外形的な書面上の審査であっても各議員の政務活動費の実態をより一層正確に把握した上で、条例や運用指針等の規定に従って、政務活動費執行の事務処理のチェックに努められたい。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本県議会においては、社会情勢や他の地方公共団体の動向等を踏まえ、政務活動費のより一層の透明性を確保するため、「運用の明確化」及び「使途の透明性の確保」の観点から平成28年度に検討を行い、政務活動費制度と運用指針（以下、「運用指針」という。）の一部を平成29年3月16日に改正し、同年4月1日から施行しております。</p> <p>その主な改正内容は、活動内容が県民により分かりやすくなるよう、支出証拠書様式中に目的、使途、政務活動・県政との関連性、按分率等の記載欄を平成29年度から設けることや平成30年度から平成29年度交付対象分の支出証拠書等を県議会ホームページへ掲載することなどです。</p> <p>今後、監査対象機関では、政務活動費の執行が、静岡県政務活動費の交付に関する条例や改正後の運用指針等に従って、適切に処理されているか確認していきます。</p>	